

排出源モニタリング調査業務Ⅰ（令和7年度）

【一般競争入札】

（配布資料）

1. 「発注説明書（別紙含む）」	……………	6 頁
2. 「入札（見積）者に対する指示書」	（別添1）……………	20 頁
3. 「委託契約書（案）」	（別添2）……………	11 頁
4. 「仕様書（特記仕様18頁、共通仕様10頁）」	（別添3）……………	28 頁
5. 「競争参加資格確認申請書」	（別添4）……………	1 頁
6. 「入札（現場）説明会参加申込書」	（別添5）……………	1 頁

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所

発注説明書

中間貯蔵・環境安全事業株式会社が発注する「排出源モニタリング調査業務Ⅰ（令和7年度）」に係る入札公告に基づく一般競争入札手続等については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約規程等関係規定等に定めるもののほか、この発注説明書によるものとする。

1 公告日 令和7年2月3日

2 契約職 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所 所長 安井 仁司

3 調達概要

- (1) 業務名 排出源モニタリング調査業務Ⅰ（令和7年度）
- (2) 仕様等 特記仕様書による
- (3) 業務期間 契約締結日から令和7年9月30日まで
- (4) 入札方法 入札金額は、業務に要する一切の費用を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) その他 本件は、競争参加資格を確認の上、入札の参加者を選定し実施するものである。

4 競争参加資格

競争参加資格確認申請書の提出期限(令和7年2月19日)において次の条件を全て満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないこと。
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
(直近3期分の決算報告書の写し(表紙、内訳書含む)を提出すること)
- (3) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書及びそれらの付属書類又は競争参加資格確認申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続の開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がないこと。
- (7) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札執行の時までに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社から指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中で

ないこと。

- (8) 特定計量証明事業者の認定を受けている業者で有ること。
- (9) 令和4・5・6年度に有効な全省庁統一資格の営業品目に調査・研究（役務の提供等）を有し、競争参加地域に「近畿」を含む者であること。
ただし、令和7・8・9年度に有効な同条件の資格についても遅滞のないように取得することとして、当該資格の通知があり次第に資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを速やかに提出すること。
- (10) 本支店を近畿圏に有するとともに、常勤職員が概ね100名以上であること。

5 担当部課

〒554-0041 大阪府大阪市此花区北港白津二丁目4番13号

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 大阪PCB処理事業所（総務課：網本）

TEL 06-6468-0575 FAX 06-6468-0576

MAIL amimoto@jesconet.co.jp

6 入札（現場）説明会の日時及び場所

- (1) 日 時：令和7年2月14日（金） 開催時刻は後日連絡
- (2) 場 所：大阪府大阪市此花区北港白津二丁目4番13号
中間貯蔵・環境安全事業株式会社 大阪PCB処理事業所
- (3) 入札（現場）説明会参加申込書の提出期限：令和7年2月12日（水）16時※
※当申込書はFAXによる提出に限る。（FAX 06-6468-0576）
- (4) 説明会への参加は必須ではありません。（参加希望者のみ申込書を提出）

7 競争参加資格の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、競争参加資格確認申請書を提出し、契約職から競争参加資格の有無についての確認を受けなければならない。
なお、期限までに競争参加資格確認申請書を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加することができない。
- (2) 競争参加資格確認申請書の提出
 - ① 提出期間：令和7年2月14日（金）から令和7年2月19日（水）
 - ② 提出場所：上記5に同じ。
 - ③ 提出方法：持参又は郵送による。（提出期限厳守）
持参する場合は、提出期間の土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日10時から12時および13時から16時まで。
郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。
 - ④ 提出部数：1部
- (3) 競争参加資格確認申請書
競争参加資格確認申請書により作成すること。
- (4) 競争参加資格確認結果の通知予定日及び方法
 - ① 通知予定日：令和7年2月25日（火）
 - ② 通知方法：通知書をFAX又は郵送する。

(5) その他

- ① 競争参加資格確認申請書の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された競争参加資格確認申請書は、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された競争参加資格確認申請書は返却しない。
- ④ 提出期限以降における競争参加資格確認申請書の再提出（部分的な再提出を含む。以下同じ。）は認めない。
- ⑤ 競争参加資格確認申請書に関する問い合わせ先は上記5に同じ。

8 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約職に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面（様式自由）により説明を求めることができる。

- ① 提出期限：令和7年2月26日（水）16時まで
- ② 提出場所：上記5に同じ。
- ③ 提出方法：書面はFAX又は電子メールにより提出するものとする。

※正は郵送すること。

(2) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し令和7年2月28日（金）までに書面により回答する。

9 質問及び回答

(1) 本業務の受注を検討するうえでこの発注説明書の記述内容について質問がある場合は、次に従い書面（入札者に対する指示書にある質問・回答書）により提出すること。

- ① 提出期間：令和7年2月25日（火）から令和7年2月27日（木）

ただし、上記期間の土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日10時から12時及び13時から16時まで。

質問は発注内容等に関するものとするが、質問が無い場合でも「質問なし」と記入した質問・回答書を提出すること。

- ② 提出場所：上記5に同じ。

- ③ 提出方法：書面はFAXにより提出するものとする。※正は郵送すること。

(2) (1)の質問に対する回答は、次のとおりとする。

回答日 令和7年3月4日（火）

回答方法 FAX又は電子メールにより回答する。

※競争参加資格を認められた者に対して回答。

10 入札書の提出

(1) 提出期限：令和7年3月13日（木）

(2) 提出場所：上記5に同じ。

(3) 提出方法：持参又は郵送（提出期限必着）

持参する場合は、提出期間の土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日10時から12時および13時から16時まで。

郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

11 開札の日時及び場所

- (1) 日 時：令和7年3月14日（金）11時
- (2) 場 所：上記5に同じ。

12 入札方法等

- (1) 入札書は、持参又は郵送すること。
- (2) 入札金額については、業務1式あたりの金額（税抜）を記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度入札を行う。

13 入札保証金 免除

14 契約保証金 免除

15 開札

今般入札の開札立ち会いを取止めしますが、入札事務に関係のない当社社員立ち合いのもとで開札執行した後、競争参加者には入札結果をお知らせいたします。

16 業務費内訳書の提示

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した内訳書の提示を求める。
- (2) 内訳書の様式は自由であるが、記載内容は規格、数量、単価、金額等を明らかにすること。

17 入札の無効

本発注説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札は無効とする。

18 落札者の決定方法

- (1) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約細則第9条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち最低の価格をもって入札した者を契約者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。
- (2) 「契約細則第17条第3項に関する基準及び事務手続きについて(低入札の基準)」の規程により競争入札において、予定価格が1000万円を超える工事、測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、製造その他の請負契約（物品の売買、賃貸等の契約を除く）において、調査基準価格を設定した案件について、落札者となるべき者の入札価格が第2条に基づく調査基準価格を下回る場合は、第6条に基づき低入札価格調査を行うものとする。

(3) 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、落札者となるべき者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該業務の履行期間の延長は行わない。

※ 低入札の基準については下記 URL から確認できます。

<https://www.jesconet.co.jp/content/000004034.pdf>

19 契約書作成の要否等 委託契約書（案）により、契約書を作成する。

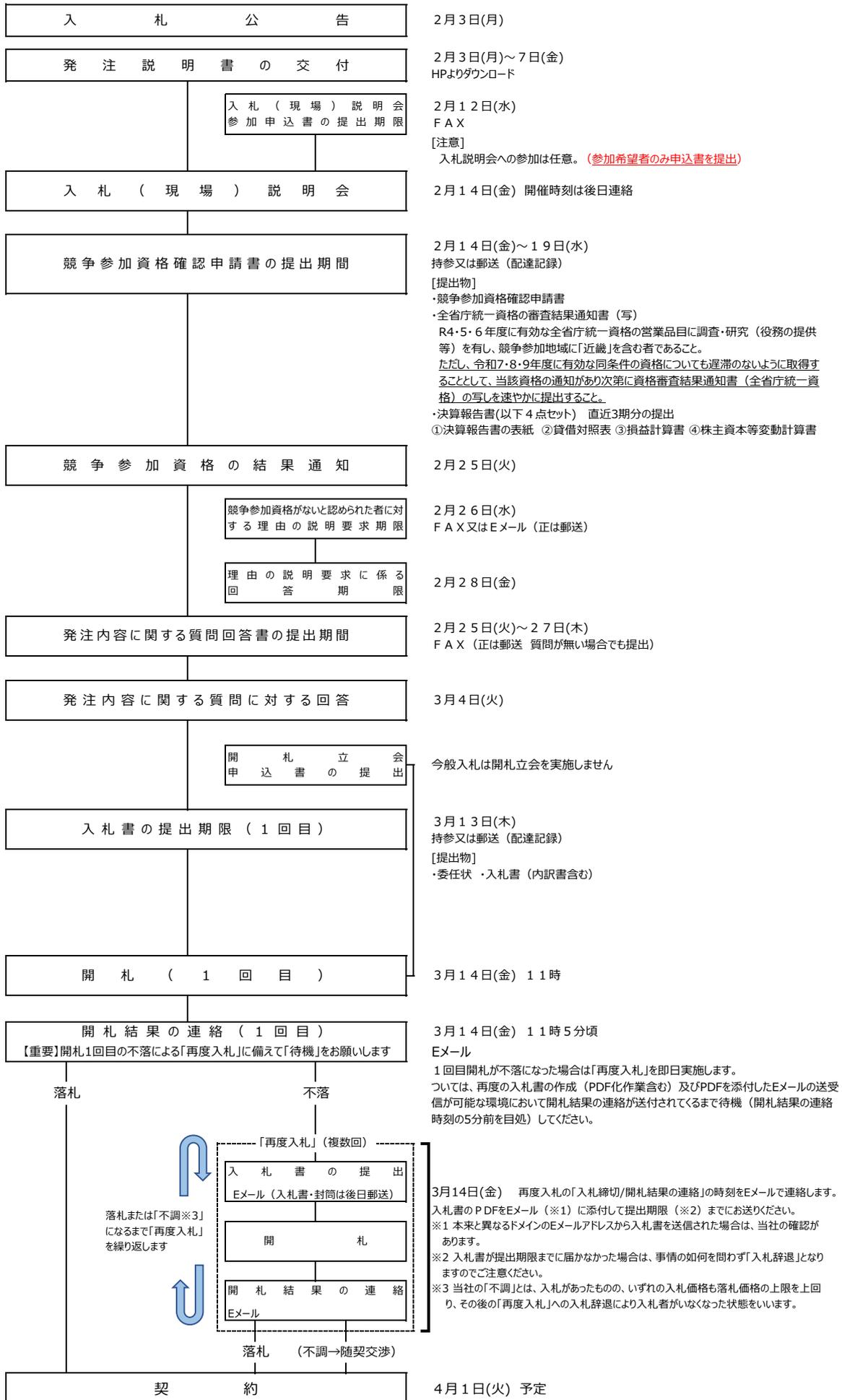
20 支払条件 完了払い

21 別添

1. 入札者に対する指示書 (別添 1)
2. 委託契約書（案） (別添 2)
3. 仕様書（共通・特記） (別添 3)
4. 競争参加資格確認申請書 (別添 4)
5. 入札(現場)説明会参加申込書 (別添 5)

「発注手続日程（予定）」

件名： 排出源モニタリング調査業務Ⅰ（令和7年度）



※上記の期間又は期限は、土曜日、日曜日及び休日を除く毎日10～12時及び13時～16時

入札（見積）者に対する指示書

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

この指示書は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「会社」という。）が締結する業務等契約に関する入札（見積）（以下「入札」という。）執行上の注意事項並びに契約締結上の必要事項について指示するものである。

一 入札執行上の注意事項

第1 入札者の注意事項

入札者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- 1 入札者は、発注説明書、仕様書、契約書（案）等を熟知のうえ、入札しなければならない。
- 2 入札者は、所定の時刻の少なくとも 10 分前に集合し、必要な書類を提出し、審査を受けること。（今般入札の開札立会を実施致しません）
- 3 入札書は別添様式第 3 号によるものとし、記載数字は、算用数字を用いること。
- 4 入札金額は、仕様書及び契約書（案）（以下「仕様書等」という。）により積算すること。なお、入札日の前日までに仕様書等について修正があった場合は、修正後の仕様書等により積算すること。
- 5 入札書は、代表者名及び印章を押印し、封かんのうえ入札執行者の指示に従って入札すること。
 - ① 代理人により入札する場合は、別添様式第 1 号－1 の委任状を入札の執行前に提出し、入札書には、被代理人の住所、会社名、代表者氏名及び代理人である旨を記載し、代理人が記名押印すること。なお、委任状の作成がない限り、代理人が入札書に記載することはできない。よって、委任する日付は、入札日以前であること。
 - ② 代理人が復代理人を選任する場合は、別添様式第 1 号－2 及び第 2 号の復代理人に対する委任状を提出のうえ、入札書は復代理人が記名押印すること。なお、委任状の作成がない限り、復代理人が入札書に記載することはできない。よって、委任する日付は、入札日以前であること。
- 6 入札書には消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。
- 7 送付により入札書を提出する場合（送付による提出が認められている場合に限る）は、次の方法によること。
 - ① 入札書の日付は、入札日（入札書提出期限）までの日付を記入すること。
 - ② 送付用の封筒に、担当者の名刺、委任状（代理人又は復代理人により入札する場合に限る）、入札書が封入された封筒及び入札金額内訳書が封入された封筒を封入すること。なお、それぞれの封筒には、会社名、件名及び在中書類の名称を明記すること。
 - ③ 送付は書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により行うこと。
- 8 入札者は、入札書を提出した後は、その引換え、変更又は取消しをすることができない。

- 9 入札者は、入札又は見積り執行の完了に至るまでは、いつでも入札又は見積りを辞退することができる。

入札者は、入札又は見積りを辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

- ① 入札又は見積り執行前であつては、別添様式第11号による入札（見積）辞退書を発注者に直接持参し、又は送付（入札又は見積り執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。
- ② 入札又は見積り執行中であつては、入札（見積）辞退書又はその旨を明記した入札書若しくは見積書を、入札又は見積りを執行する者に直接提出して行う。
入札又は見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

第2 公正な入札の確保

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札にあつては、他の入札者と入札意思、入札価格又は入札書、入札金額内訳書その他提出する書類（以下「入札書等」という）の作成についていかなる相談も行つてはならず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して、入札意思、入札価格、入札書等を意図的に開示してはならない。

第3 入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効とする。

- 1 入札書の金額が訂正してある場合
- 2 入札者の記名又は押印が欠けている場合
- 3 誤字、脱字等により意思表示が不明確な場合
- 4 再度入札の場合において、前回の最低額を上回る金額で入札している場合
- 5 送付による入札が認められていない場合において、送付により入札書が提出された場合
- 6 送付による入札が認められている場合において、入札書の提出期限を過ぎて入札書等が提出された場合
- 7 一般競争における申請書又は資料に虚偽の記載をした者が入札を行った場合
- 8 競争に参加する資格のない者が入札を行った場合
- 9 同一事項の入札について、入札者が他の入札者の代理をしていると認められる場合
- 10 明らかに連合によると認められる入札を行った場合
- 11 前各号に掲げる場合のほか、入札に関する必要な条件を具備していない場合又は会社の指示に従わなかった場合

第4 入札の中止その他

入札者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- 第5 開札及び落札者（見積りの場合は契約の相手方、以下「落札者」という。）の決定
- 1 開札は、会社が通知した場所及び日時に、入札書の投入が終わった後に、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。なお、立ち会いを希望する入札者等は、別添様式第10号により申し込むこととする。
 - 2 落札者の決定方法
 - ① 中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約細則第9条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
 - ② 「契約細則第17条第3項に関する基準及び事務手続きについて（低入札の基準）」の規程により競争入札において、予定価格が1000万円を超える工事、測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、製造その他の請負契約（物品の売買、賃貸等の契約を除く）において、調査基準価格を設定した案件について、落札者となるべき者の入札価格が第2条に基づく調査基準価格を下回る場合は、第6条に基づき低入札価格調査を行うものとする。
 - ③ 調査基準価格を下回った場合の措置
調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、落札者となるべき者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該業務の履行期間の延長は行わない。
 - 3 前号の決定方法によって落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちにくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない社員にくじを引かせる。
 - 4 開札の結果は、開札に立ち会っている入札者等には口頭により通知し、その他の入札者には電子メールにより通知する。
 - 5 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合、前回の入札に参加しなかった者は、入札に加わることはできない。
ただし、開札会場に入札者全員が立ち会っていない場合は、別途日を改めて再度の入札を行う。（今般入札は開札立会を実施しないので、開札日当日に再度入札を実施する。ただし、開札当日の再度入札で落札または不調にならなければ日を改めて再度入札を継続する。）
 - 6 前号の再度の入札の結果、落札者がいないときは、最低価格提示者から順次見積り合せを行う。

二 契約上の注意事項

第1 契約書等

- 1 落札者は、会社所定の契約書の案に記名押印し、契約締結決定の日から7日以内に提出しなければならない。ただし、承諾をえて、この期間を延長することができる。
- 2 契約書を作成する場合において、会社が落札者とともに記名押印しなければ、当該

契約は確定しないものとする。

- 3 契約締結後 14 日以内に契約金額内訳書を提出すること。
- 4 別添様式第 6 号の着手届及び別添様式第 4 号の業務管理者届をそれぞれ提出すること。
- 5 業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ別添様式第 5 号の再委任等承諾申請書を提出すること。

第2 契約の保証

入札保証金免除、契約保証金免除。

第3 契約代金の支払

- 1 目的物が完成したときは、別添様式第 7 号の完了届を提出するものとする。
- 2 目的物が完成し、当社の検査に合格したときは、別添様式第 8 号の引渡書を提出すること。
- 3 完了代金は、別添様式第 9 号の代金支払請求書に基づき振込み支払とする。

三 その他の事項

- 1 入札者は、入札の際又は速やかに、入札金額内訳書を必ず提出すること。
- 2 入札者は、入札の執行後においては、本指示書、仕様書等、現場の状況等についての不明確又は不知を理由として異議を申し出ることにはできない。

(様式第1号-1)

委 任 状

私は、(会社名 _____、所属部課名 _____、
氏名 _____) を代理人と定め、次の権限を委任します。

業 務 名 _____

委任事項 入札(見積)に関すること。

代 理 人 _____ 印

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所
所長 安井 仁司 殿

住 所

会 社 名

代 表 者 _____ 印

※日付は入札日以前であること。

(様式第1号-2)

委 任 状

私は、(支社名 _____)、所属部課名 _____、
氏名 _____) を代理人と定め、次の権限を委任します。

業 務 名 _____

- 委任事項 一 入札(見積)に関すること。
二 復代理人を選任すること。
三 委託契約の締結及び代金の請求並びに受領に関すること。
四 諸願届等に関すること。

住 所

会 社 名

代 理 人

印

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所
所長 安井 仁司 殿

住 所

会 社 名

代 表 者

印

※日付は入札日以前であること。

(様式第2号)

(復代理人用)

委 任 状

私は、(支社名 _____)、所属部課名 _____、
氏名 _____) を復代理人と定め、次の権限を委任します。

業 務 名 _____

委任事項 入札(見積)に関すること。

復 代 理 人 _____ 印

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所
所長 安井 仁司 殿

住 所

会 社 名

代 理 人

印

※日付は入札日以前であること。

(様式第3号)

入札（見積）書

金	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

業務名 _____

上記の金額により入札（見積）いたします。

令和 年 月 日

住 所
会 社 名
代表者氏名
代理人又は復代理人氏名

印

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所
所長 安井 仁司 殿

(注) 送付による入札の場合は、入札書提出期限までの日付を記入すること。
入札（見積）書は、封かんし、業務名を表記すること。

入札（見積）書封かん例

(表面)

大 中 阪 間 P 貯 C 蔵 B ・ 処 環 理 境 事 安 業 全 所 事 業 所 株 長 式 殿 会 社	令 和 年 月 日	業 務 名 入 札 （ 見 積 ） 書
入札者の名称		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">社名等</div>		

(裏面)

印
印
印

※入札金額内訳書は別の封筒に入れ、会社名、業務名及び入札金額内訳書在中の旨表記すること。

(様式第4号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所
所長 安井 仁司 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

業務管理者届

業 務 名 _____

標記の業務について、(氏名 _____) を業務管理者として、選任いたしますので、当人の経歴書を添えてお届けします。

(様式第4号-1)

経 歴 書

氏 名

生 年 月 日

現 住 所

最 終 学 歴

資格及び取得年月日

職 歴

業 務 歴

令和 年 月 日

上記のとおり相違ありません。

氏 名 印

(様式第5号)

再委任等承諾申請書

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所
所長 安井 仁司 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

本件業務の実施に当たり、下記により業務の一部を再委任等したく、本件契約書第5条の規定に基づき承諾を求めます。

記

- 1 業務名：
- 2 契約金額：
- 3 再委任等を行う業務の範囲：
- 4 再委任等を行う業務に係る経費：
- 5 再委任等を必要とする理由：
- 6 再委任等を行う相手方の商号又は名称及び住所：
- 7 再委任等を行う相手方を選定した理由（再委任等する業務を履行する能力など）：

(様式第6号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所
所長 安井 仁司 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

着 手 届

業 務 名 _____

標記の業務について、令和 年 月 日着手しますので、
お届けします。

(様式第7号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所
所長 安井 仁司 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

完 了 届

業 務 名 _____

標記の業務について、令和 年 月 日（一部）完了しましたので、お届けします。

(様式第8号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所
所長 安井 仁司 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

引 渡 書

業 務 名 _____

標記業務について、令和 年 月 日に
お引き渡し致します。

一部完了
完 了

検査に合格いたしましたので、これを

(様式第9号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所
所長 安井 仁司 殿

所在地
商号又は名称
代表者名 印
適格請求書発行事業者登録番号 ※ [有] [無]
(T)

※適格請求書発行事業者は[無]に取消線を入れて登録番号を記入して下さい。
適格請求書発行事業者でない場合は[有]に取消線を入れて下さい。

代金支払請求書

業務名 _____

上記の業務については、令和 年 月 日に完了いたしましたので下記のとおり請求いたします。

記

金 _____ 円
(うち消費税額10% : _____ 円)

上記金額について、下記にお振込戴きたくお願いします。

振込指定金融機関 _____

支 店 名 _____

預 金 種 別 _____

口 座 番 号 _____

口 座 名 義 _____

(様式第10号)

開札立会申込書

業 務 名	
開 札 日 時	令和 年 月 日 時 分
開 札 場 所	大阪市此花区北港白津二丁目4番13号 中間貯蔵・環境安全事業(株) 大阪PCB処理事業所
会社名 及び 代表者名	
立会者 所属・職名 氏名	印
連絡先	TEL

※注 入札を郵便等で実施する場合に「開札立会」の希望を提出する申込書です。

- ① 入札者及び入札者に常時雇用されている者が開札に立ち会うことができます。
本書面による申し込みの無い者は開札に立ち会うことができません。
- ② 開札の立ち会いに当たっては、契約職により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参し、開札の時刻の少なくとも10分前に集合して下さい。
- ③ 本書面の提出
提出期限 令和 年 月 日 () 時
提出場所 大阪市此花区北港白津二丁目4番13号
中間貯蔵・環境安全事業(株) 大阪PCB処理事業所 総務課
FAX 06-6468-0576 電話 06-6468-0575
提出方法 持参、郵送又はFAX

(様式第11号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所
所長 安井 仁司 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

入札（見積）辞退書

業 務 名 _____

標記について入札を辞退いたします。

辞退となった理由（可能な範囲で記載願います）

平成26年12月24日

「環境適合品の使用及びグリーン配送の御願い」

中間貯蔵・環境安全事業(株)
大阪PCB処理事業所 総務課

中間貯蔵・環境安全事業(株)では、物品やサービスを購入する際は価格や品質、デザインだけではなく、環境面について以下の配慮をお取引先さまに御願ひしています。

1) 環境適合品の使用

弊社に提供される物品及びサービスは、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断基準を満足する物品を使用すること。

2) グリーン配送または低公害車の使用

弊社への納品及び来社の際は、低公害車の使用やエコドライブの実施など環境に配慮した配送及び運転方法を実施すること。

別添3

排出源モニタリング調査業務Ⅰ（令和7年度）

特記仕様書

R7年1月

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

目 次

	(頁)
1. 業務概要 2
2. 一般事項 2
3. 環境調査 3
4. 打合せ協議 4
5. 特記事項 4
6. その他の特記事項 4
7. 成果物 4

別紙1 「大阪PCB処理事業所位置図」

別紙2 「測定方法」

資料1 「排気サンプリング箇所について

(注) 内に○印のついている項目が本調査における該当項目

1. 業務概要

1-1 調査業務名

排出源モニタリング調査業務Ⅰ（令和7年度）

1-2 調査目的

本業務は、大阪ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の実施に係る環境モニタリングの一環として施設の操業時における排出源の調査を行うものである。

1-3 事業地

大阪市此花区北港白津二丁目3番35号、二丁目4番13号
(別紙1「大阪PCB処理事業所位置図」参照)

1-4 調査項目

環境現況調査 影響評価 モニタリング調査

1-5 業務期間

請負契約書による

1-6 適用事項

本調査は下記項目に基づいて行う。

請負契約書

排出源モニタリング調査業務Ⅰ（令和7年度）特記仕様書

共通仕様書 令和7年1月

2. 一般事項

2-1 業務内容の変更について

調査の進行に伴って、本特記仕様書に示す業務範囲・数量を増減する必要が生じた場合は、速やかに調査社員に連絡し、指示を受けること。この場合には請負者と発注者の協議により数量・金額を変更することがある。

2-2 その他

(1) ベンゼン試料は、測定で使用する試料の他に、同一試料を JESCO 測定用に 1 L テドラーパックに各 1 袋を採取し JESCO へ提出すること、テドラーパックは発注者が支給する。(JESCO 測定用採取箇所 東棟、S/N 下流側 6 カ所)

- (2) 測定結果が判明すれば、遅滞なく速報値を報告すること。
- (3) 速報値を報告後、概ね1ヶ月以内に、報告書等の提出物を主任技術者が持参して説明すること。
- (4) 本調査の成果品はすべて完了検査を受けた後に整理・製本して提出すること。
- (5) 調査期間が完了しても、施設設計者等より「調査」に関する質問があった場合は協力すること。

3. 環境調査

3-1 一般事項

(1) 調査の内容

- 事業計画等の把握
- 環境影響要因の把握及び環境影響項目の設定
- 現況調査：予測評価に必要な既存資料、既存データ等の収集
- 現地調査

(2) 現地調査の種類

- 大気 騒音 振動 悪臭 交通量
- 土壌 地下水 水質 底質 生物
- 地形地質 地盤沈下 植物 動物
- 景観 野外レクリエーション 排気 排水 雨水

3-2 排気

(1) 調査内容： 現況調査 現地調査

(2) 調査項目（測定回数の合計）：

PCB（56検体）、ダイオキシン類（21検体）、塩化水素（7検体）、ベンゼン（14検体）、窒素酸化物（1検体）、ばいじん（1検体）、臭気排出強度（1検体）、アセトアルデヒド（1検体）、トルエン（1検体）

（資料1「排気サンプリング箇所について」参照、窒素酸化物及びばいじんは、ボイラー排気）

(3) 調査地点：施設内の57箇所

（資料1「排気サンプリング箇所について」参照、なお、1箇所は、ボイラー排気）

(4) 測定方法：別紙2「測定方法」による

(5) 調査回数：調査は、1回〔5月12日～5月23日、若干の調整は可能〕

またボイラー排気は、東棟、西棟ともに調査する。

〔サンプリング箇所、測定時期は契約後調整するが、連続する2週とする。〕

(6) その他：サンプリングに必要な足場は設置されているものは使用可

4. 打合せ協議

当該業務は中間貯蔵・環境安全事業株式会社の調査社員と打ち合せ協議を行うものとする。

5. 特記事項

(1) 本施設は、西棟及び東棟からなるが、東棟は、PCB含有油の化学分解処理を行う施設であり、その処理に水素および危険物を使用しているため、施設内の一部が水素防爆あるいは防爆となっている。ついては、サンプリング時には水素防爆対応あるいは防爆対応が必要となる。また西棟蒸留室は、防爆対応が必要である。

これらの水素防爆あるいは防爆が必要なエリアでのサンプリング作業は、対応した防爆機器を使用するか、もしくはエリア外（通路等）に真空ポンプ、ガスメーター等の機器を設置する等の対応を行うこと。

また、水素防爆対応のサンプリングについては、水素検知器を請負者が準備し機材の起動前及びガス採取中に安全を確認すること。

(2) セーフティーネット活性炭前後でサンプリングする場合は、同時サンプリングとする。

(3) 夏期測定時には室内温度が40℃以上に上昇されることが想定されるので、測定機器に係る工夫を行うこと。

6. その他の特記事項

(1) 調査を実施するにあたって地元住民等の立会がある場合には協力すること。

(2) 本施設はPCB廃棄物を扱っており、測定に際してはPCBによる作業環境汚染の可能性のある室に入るため、測定時には発注者指定の保護具を装備することになるが、保護具等については請負者が準備すること。

7. 成果物

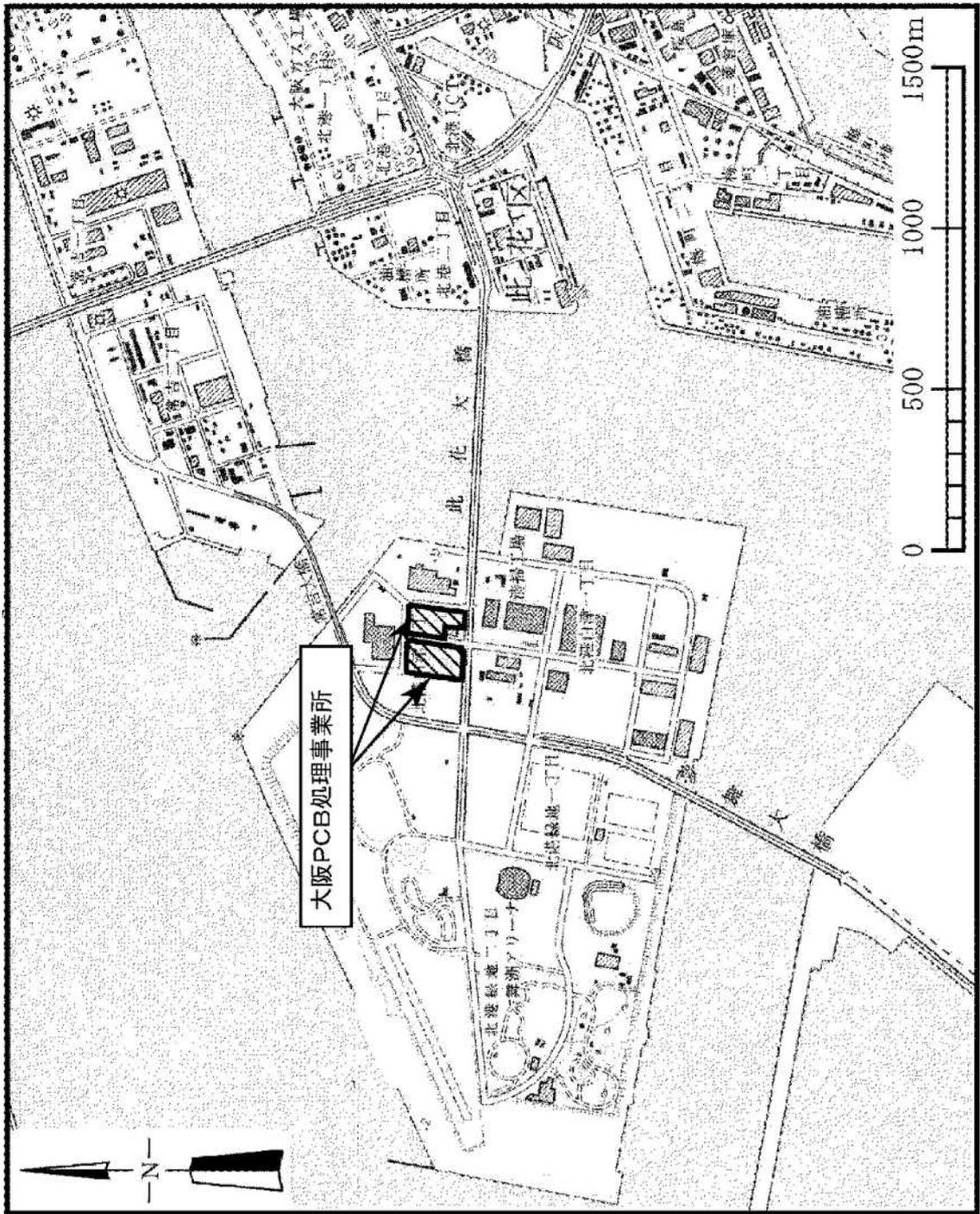
報告書（製本） A4版・電子複写くすみ製本 2部

報告書原稿（電子データ） 1式

その他の成果物は共通仕様書による

* 成果物は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（最新版）に準じて、物品を調達すること。

別紙 1 大阪 PCB 処理事業所 位置図



別紙 2

【測定方法】

<排 気>

項 目	試料採取方法	分析方法・計量方法	定量下限値	自主管理値等
P C B	POPs 測定方法マニュアル (環境省水・大気環境局大気環境課)	同左	マニュアル 準拠	0.01 mg/m ³ N 以下
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法 施行規則第 2 条	同左	マニュアル 準拠	0.10 ng-TEQ/m ³ N 以下
塩化水素	JIS K 0107 排ガス中の塩化水素 分析方法に準用	同左	0.1volppm	0.61 ppm 以下
ベンゼン	排出ガス中の指定物質の測定マ ニュアル(環境省水・大気環境局 大気環境課)	同左	0.05mg/m ³	0.35 mg/m ³ N 以下
窒素酸化 物	JIS K 0104 排ガス中の窒素酸化物分析法 自動計測法に限る	同左	2volppm	60ppm 以下 (排ガス中の酸 素濃度 0%換算 値)
ばいじん	JIS Z 8808 排ガス中のダスト濃度の測定方 法	同左	0.001g/m ³	Trace (痕跡程度)

<悪 臭>

項 目	試料採取方法	分析方法	定量下限値	自主管理値等
臭気排出 強度	臭気指数及び臭気排出強度の算 定の方法	同左		
アセトアル デヒド	特定悪臭物質の測定の方法 (昭和 47 年環境庁告示第 9 号) 別表第 4	同左	0.01volppm	0.1 ppm 以下
トルエン	特定悪臭物質の測定の方法 (昭和 47 年環境庁告示第 9 号) 別表第 7	同左	0.1volppm	0.1 ppm 以下

資料 1 排気サンプリング箇所について

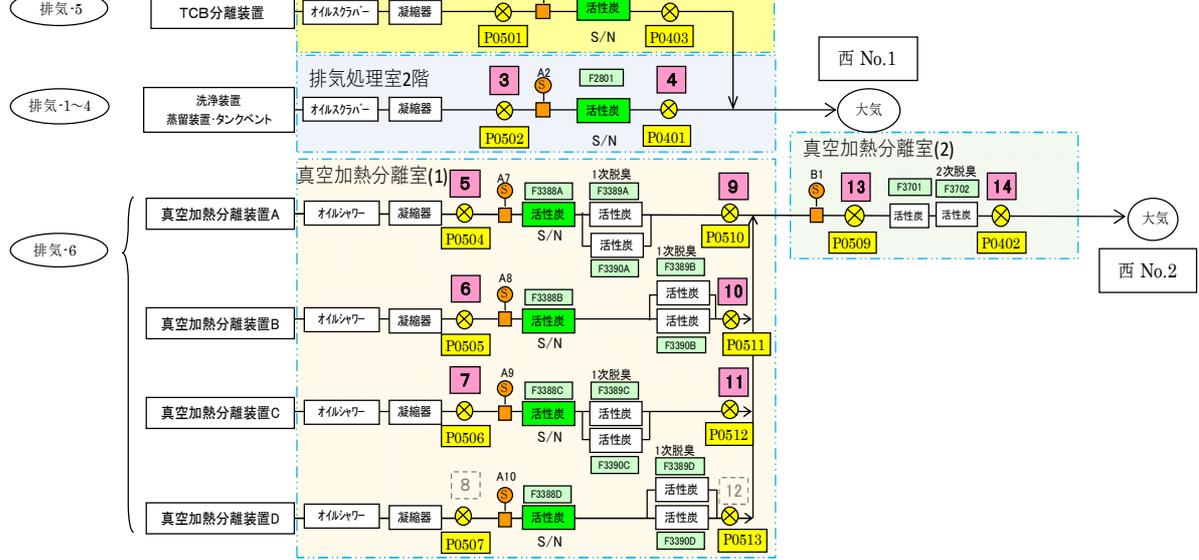
1. サンプリング箇所	・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 8~9
換排気処理工程図(西棟)	
換排気処理工程図(東棟)	
2. 位置図	・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 10~15
サンプリングポイント位置図	
西棟 2階	
3階	
4階	
東棟 3階	
4階	
5階	
3. サンプリングノズルのサイズ等	・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 16~17

換排気処理工程図 (西棟)

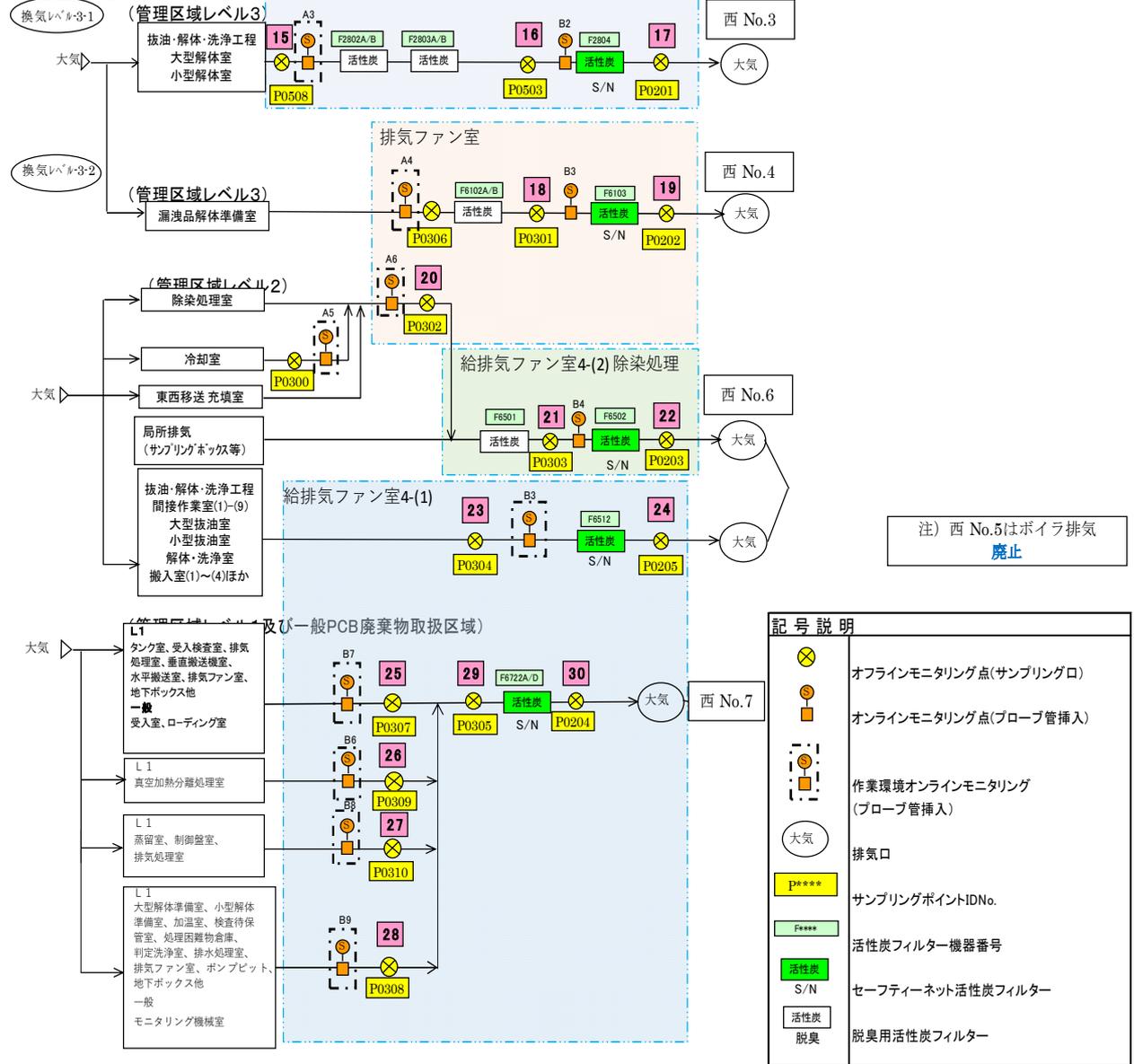
本業務におけるサンプリング箇所

●PCBを取扱う設備の排気

排気系統番号



●作業空間の換気



注) 西 No.5はボイラ排気
禁止

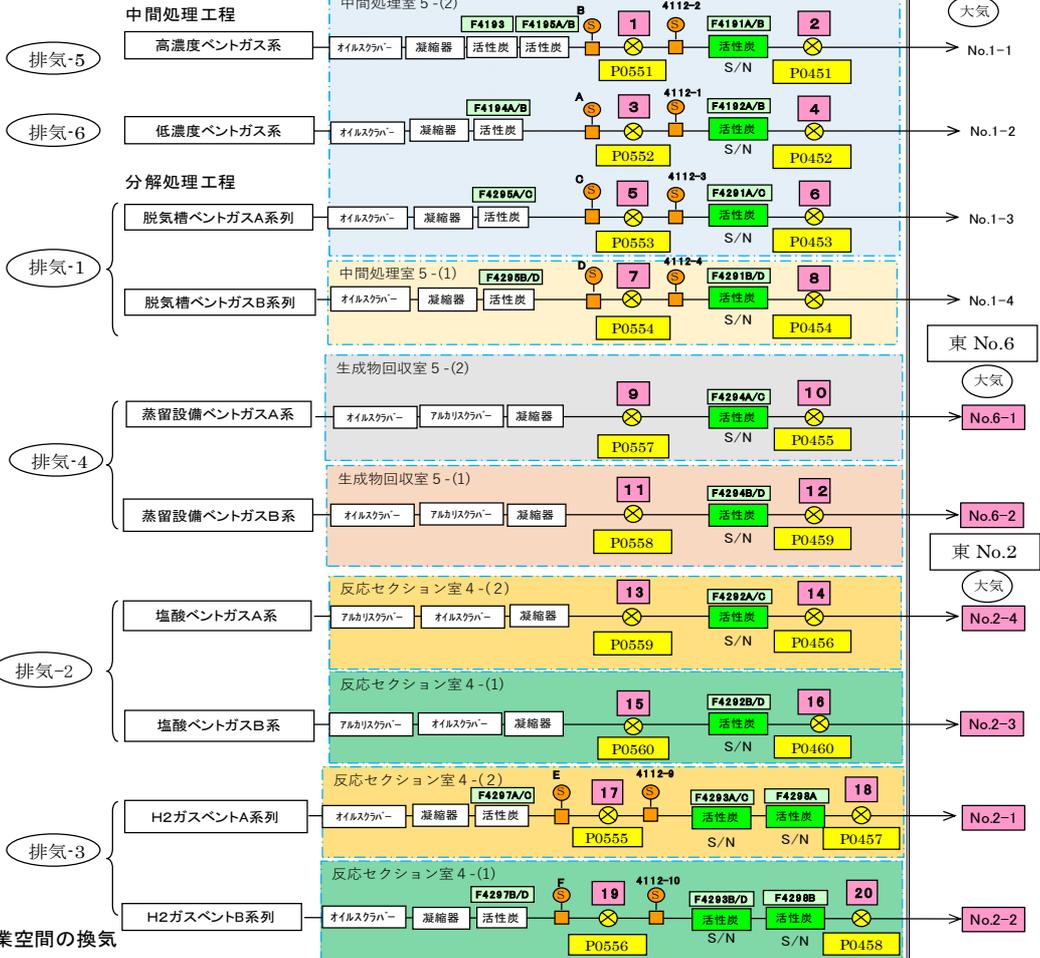
記号説明	
	オフラインモニタリング点(サンプリング口)
	オンラインモニタリング点(プローブ管挿入)
	作業環境オンラインモニタリング(プローブ管挿入)
	排気口
	サンプリングポイントIDNo.
	活性炭フィルター機器番号
	セーフティーネット活性炭フィルター
	活性炭
	脱臭用活性炭フィルター

換排気処理工程図(東棟)

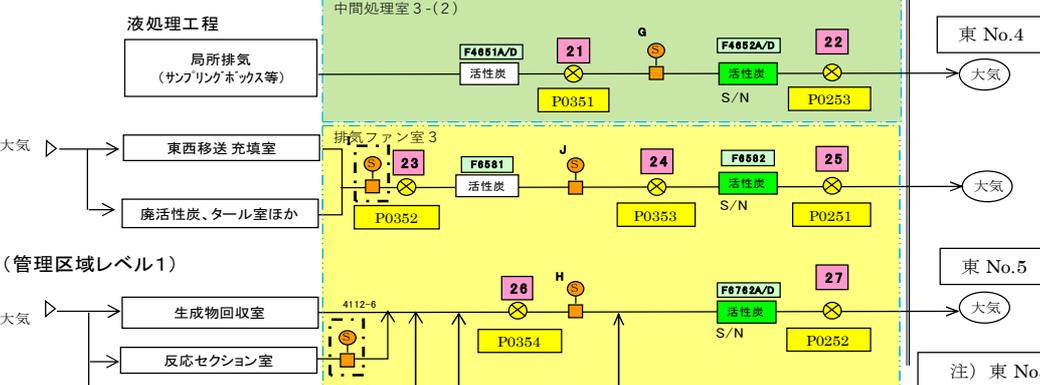
本業務におけるサンプリング箇所

●PCBを取扱う設備の排気

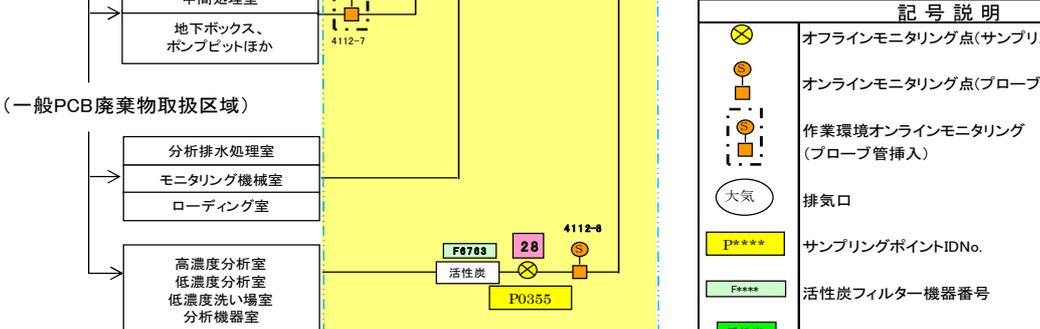
排気系統番号



(管理区域レベル2)



(管理区域レベル1)



(一般PCB廃棄物取扱区域)

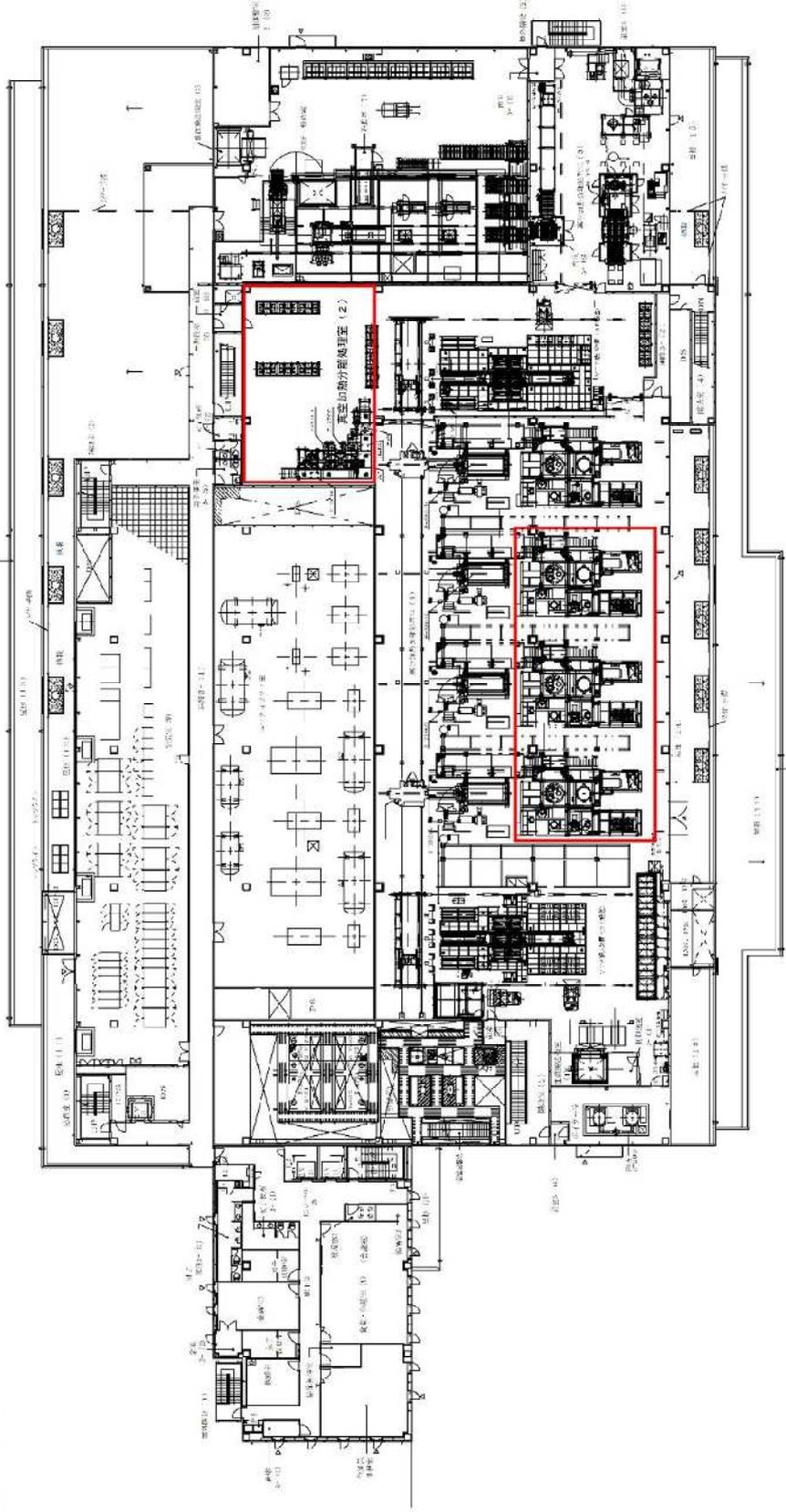


注) 東 No3はボイラ排気

	オフラインモニタリング点(サンプリング口)
	オンラインモニタリング点(プローブ管挿入)
	作業環境オンラインモニタリング(プローブ管挿入)
	排気口
	サンプリングポイントIDNo.
	活性炭フィルター機器番号
	セーフティーネット活性炭フィルター
	活性炭フィルター

西棟 3階

サンプリングポイント位置



階	図番	名称	作成	確認	承認	備考
3F	303	西棟3階空調設備管理室(2)空調設備	〇	〇	〇	
3F	304	西棟3階空調設備管理室(2)空調設備	〇	〇	〇	
3F	305	西棟3階空調設備管理室(2)空調設備	〇	〇	〇	
3F	306	西棟3階空調設備管理室(2)空調設備	〇	〇	〇	
3F	307	西棟3階空調設備管理室(2)空調設備	〇	〇	〇	
3F	308	西棟3階空調設備管理室(2)空調設備	〇	〇	〇	
3F	309	西棟3階空調設備管理室(2)空調設備	〇	〇	〇	
3F	310	西棟3階空調設備管理室(2)空調設備	〇	〇	〇	
3F	311	西棟3階空調設備管理室(2)空調設備	〇	〇	〇	
3F	312	西棟3階空調設備管理室(2)空調設備	〇	〇	〇	
3F	313	西棟3階空調設備管理室(2)空調設備	〇	〇	〇	
3F	314	西棟3階空調設備管理室(2)空調設備	〇	〇	〇	
3F	315	西棟3階空調設備管理室(2)空調設備	〇	〇	〇	
3F	316	西棟3階空調設備管理室(2)空調設備	〇	〇	〇	
3F	317	西棟3階空調設備管理室(2)空調設備	〇	〇	〇	
3F	318	西棟3階空調設備管理室(2)空調設備	〇	〇	〇	
3F	319	西棟3階空調設備管理室(2)空調設備	〇	〇	〇	
3F	320	西棟3階空調設備管理室(2)空調設備	〇	〇	〇	

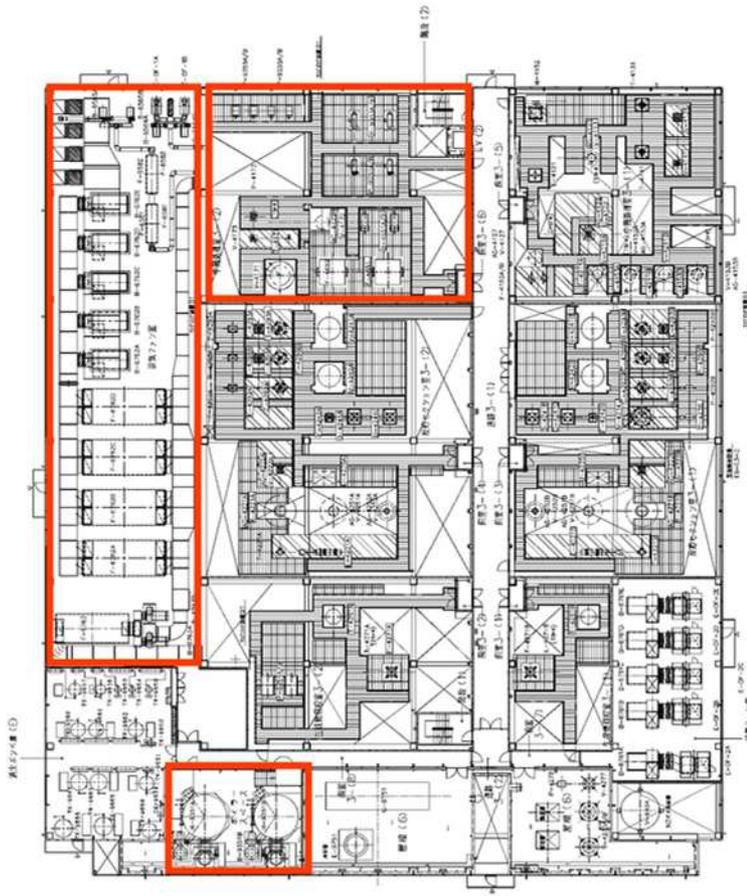
中間階・環境改善株式会社
 大阪府・高槻市
 高槻市
 高槻市
 高槻市

107° N 10° PH

サンプリングポイント位置



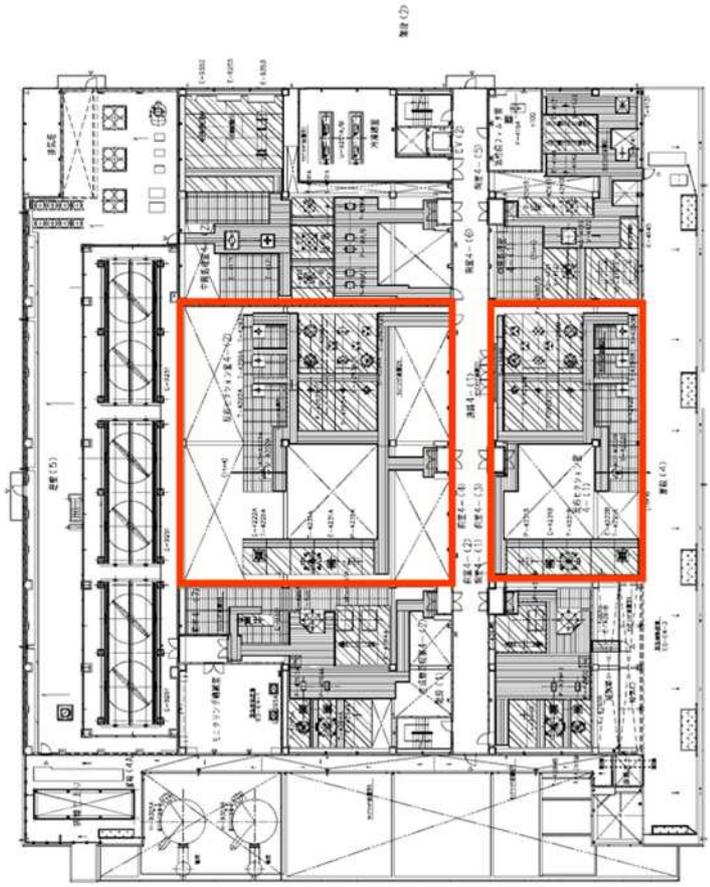
東棟 3階



東棟 機器配置図 3階平面図

東棟 4階

□ サンプルングポイント位置

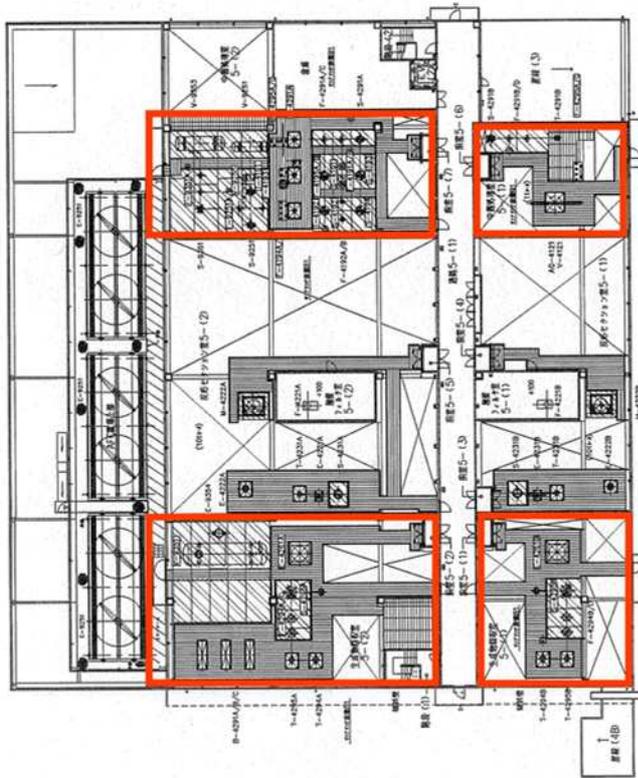


東棟 機器配置図 4階平面図



東棟 5階

サンプリングポイント位置



東棟 機器配置図 5階平面図

B:
C:

E:

3. サンプルングノズルのサイズ等

・No.8、12 欠番(真空加熱分離装置D)

2024/12/18

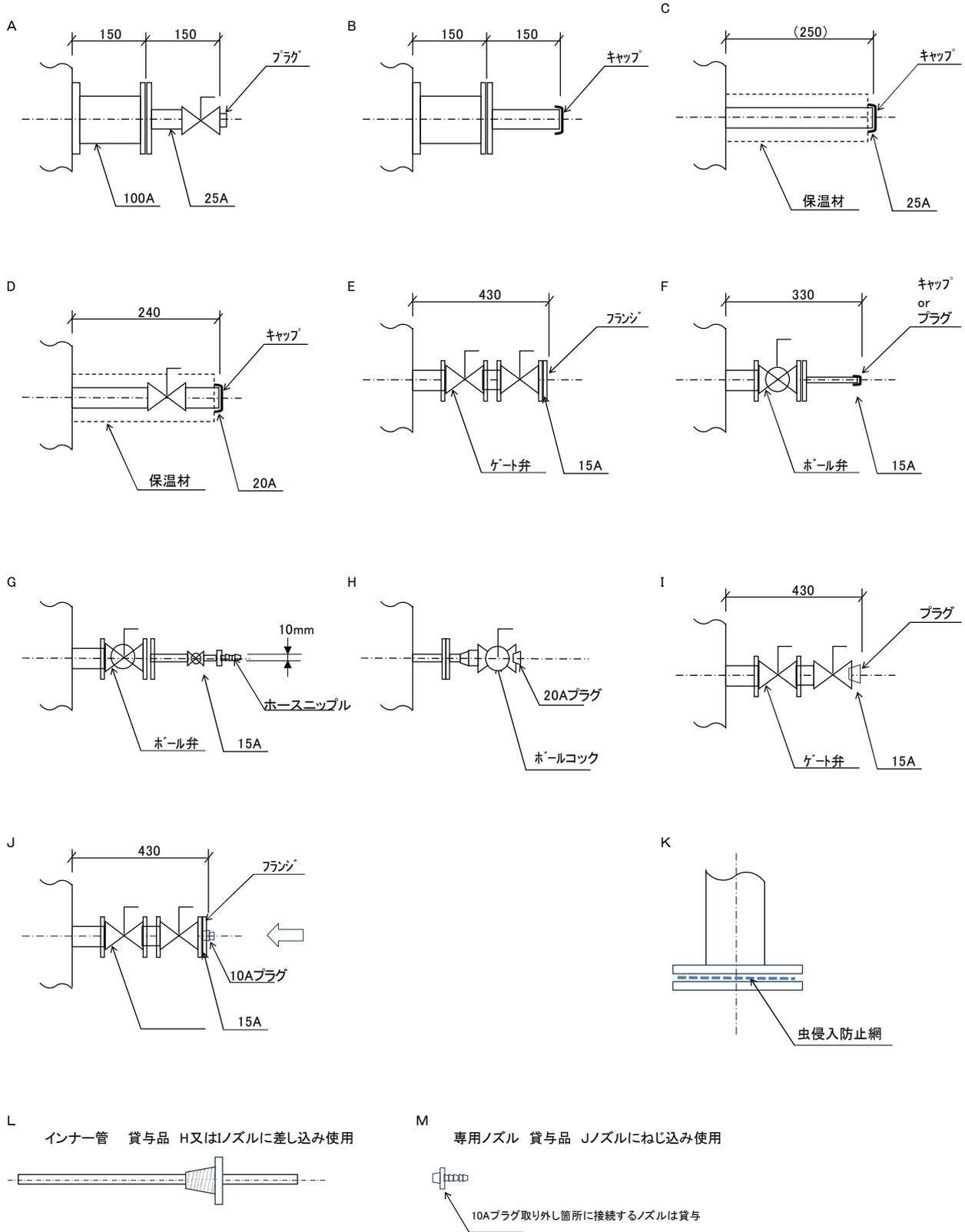
棟	管理区分	排出元		No.	機器番号	機器との位置関係	階	設置室名	サブリングID	バルブ有無	取合ノズル		調査項目	屋外排気口No.	備考		
		対象装置									タイプ	高さ(FL+)					
西	排気(フロセス)	TCB分離装置	1	F2932A/B	上流	4	蒸留室	P0501	なし	B	FL+1800	PCB	西No.1				
			2		下流			P0403	なし	B	FL+1500	PCB,DXNs,塩化水素,ベンゼン					
		洗浄装置	3	F2801	上流	2	排気処理室	P0502	なし	C	FL+2000	PCB					
			4		下流			P0401	なし	C	FL+1500	PCB, DXNs					
		真空加熱分離装置A	5	F3388A	上流	3	真空加熱分離処理室(1)	P0504	有り	G	FL+400	PCB		西No.2			
			6	F3388B				P0505	有り	G	FL+400	PCB					
			7	F3388C				P0506	有り	G	FL+400	PCB					
			8	F3388A				P0510	有り	G	FL+2500	PCB					
			9	F3388B				P0511	有り	G	FL+2500	PCB					
			10	F3388B				P0512	有り	G	FL+2500	PCB					
			11	F3388C				P0509	なし	B	FL+2000	PCB					
			12	F3388C				P0509	なし	B	FL+2000	PCB					
			13	F3701,F3702				下流	3	真空加熱分離処理室(2)	P0402	有り			C1	FL+1500	PCB, DXNs,ベンゼン,アセトアルデヒド,臭気排出強度,トルエン
			14	F3701,F3702							P0402	有り			C1	FL+1500	PCB, DXNs,ベンゼン,アセトアルデヒド,臭気排出強度,トルエン
	換気(レベル3)	抜油・解体・洗浄工程大型解体室 小型解体室	15	F2802A/B, F2803A/B	上流	2	排気処理室	P0508	なし	C	FL+1500	PCB	西No.3				
			16	F2804	上流			P0503	なし	C	FL+1500	PCB					
			17		下流			P0201	なし	C	FL+1500	PCB, DXNs					
		18	F6102A/B	下流	2	排気ファン室	P0301	有り	A	FL+2500	PCB	西No.4					
	19	F6103	下流	P0202			有り	A	FL+2500	PCB, DXNs							
	換気(レベル2)	除染処理室 東西移送 充填室	20	F6501	上流	2	排気ファン室	P0302	有り	A	FL+2000	PCB	西No.6				
			21	F6502	上流			P0303	有り	A	FL+1800	PCB					
		22	下流		P0203	有り	A	FL+2500	PCB, DXNs								
		抜油・解体・洗浄工程 間接作業室(1)~(9) 小型抜油室 解体・洗浄室 搬入室(1)~(4)ほか	23	F6512	上流	4	給排気ファン室(1)	P0304	なし	B	FL+4500	PCB					
			24		下流			P0205	なし	B	FL+4500	PCB, DXNs					
		換気(レベル1, 一般)	管理区域レベル1, 一般区域	25	F6722	上流	4	給排気ファン室(1)	P0307	なし	B	FL+4000		PCB	西No.7		
	26			P0309					なし	B	FL+1800	PCB					
	27			P0310					なし	B	FL+3500	PCB					
	28			P0308					なし	B	FL+3000	PCB					
	29			P0305					なし	A	FL+3000	PCB					
	30			P0204					なし	B	FL+1500	PCB, DXNs					

棟	管理区分	排出元		No.	機器番号	機器との位置関係	階	設置室名	サブリングID	バルブ有無	取合ノズル		調査項目	屋外排気口No.	備考
		対象装置									タイプ	高さ(FL+)			
東	排気	高濃度ベントガス系	1	F4191A/B	上流	5	中間処理室5-(2)	P0551	有り	H	FL+2800	PCB	No.1-1	採取用インナー管L貫与	
			2		下流			P0451	有り	H	FL+2800	PCB, DXNs			
		低濃度ベントガス系	3	F4192A/B	上流	5	中間処理室5-(2)	P0552	有り	E	FL+2800	PCB	No.1-2	採取用インナー管L貫与	
			4		下流			P0452	有り	F	FL+2800	PCB, DXNs			
		脱気槽ベントガスA系	5	F4291A, C	上流	5	中間処理室5-(2)	P0553	有り	H	FL+1560	PCB	No.1-3	採取用インナー管L貫与	
			6		下流			P0453	有り	H	FL+2500	PCB, DXNs			
		脱気槽ベントガスB系	7	F4291B, D	上流	5	中間処理室5-(1)	P0554	有り	G	FL+1200	PCB	No.1-4	採取用インナー管L貫与	
			8		下流			P0454	有り	F	FL+2500	PCB, DXNs			
		蒸留設備ベントガス A系	9	F4294A, C	上流	5	生成物回収室5-(1)	P0557	有り	H	FL+1000	PCB, ベンゼン	No.6-1		
			10		下流			P0455	有り	H	FL+1500	PCB, DXNs, ベンゼン			
			5階ベランダ		No.6-1			K	架台+1100	塩化水素					
		蒸留設備ベントガス B系	11	F4294B, D	上流	5	生成物回収室5-(2)	P0558	有り	E	FL+1000	PCB, ベンゼン	No.6-2		
			12		下流			P0459	有り	G	FL+1500	PCB, DXNs, ベンゼン			
			5階ベランダ		No.6-2			K	架台+1100	塩化水素					
		塩酸ベントガス A系	13	F4292A, C	上流	4	反応セクション室4-(2)	P0559	有り	J	FL+1050	PCB, ベンゼン	No.2-3	専用ニッフル付きノズルM貫与	
			14		下流			P0456	有り	J	FL+1050	PCB, DXNs, ベンゼン			
		塩酸ベントガス B系	15	F4292B, D	上流	4	5階ベランダ	No.2-3	K	架台+1100	塩化水素	No.2-4	専用ニッフル付きノズルM貫与		
			16		下流			P0560	有り	J	FL+1050		PCB, ベンゼン		
			17		下流			P0460	有り	J	FL+1050		PCB, DXNs, ベンゼン		
		H2ガスベントA系	18	F4293A, C	上流	4	反応セクション室4-(2)	P0555	有り	J	FL+1200	PCB, ベンゼン	No.2-1	専用ニッフル付きノズルM貫与	
			19		下流			P0457	有り	J	FL+1000	PCB, DXNs, ベンゼン			
			20		下流			No.2-1	K	架台+1100	塩化水素				
		H2ガスベントB系	21	F4293B, D	上流	4	反応セクション室4-(1)	P0556	有り	J	FL+1200	PCB, ベンゼン	No.2-2	専用ニッフル付きノズルM貫与	
			22		下流			P0458	有り	J	FL+1000	PCB, DXNs, ベンゼン			
			23		下流			No.2-2	K	架台+1100	塩化水素				
		換気(レベル2)	局所排気 (サブリングボックス等)	24	F4651	上流	3	中間処理室3-(2)	P0351	有り	E	FL+2700	PCB	No.4	
				25		下流			P0253	有り	E	FL+2800	PCB, DXNs		
		換気(レベル1, 一般)	東西移送 充填室 炭活性炭, タール室ほか	26	F6581	上流	3	排気ファン室	P0352	有り	A	FL+1680	PCB	No.4	
27	下流			P0353		有り			A	FL+1100	PCB				
28	下流			P0251		有り			A	FL+2500	PCB, DXNs				
29	下流			P0354		有り			A	FL+2600	PCB				
換気(レベル1, 一般)	生成物回収室 反応セクション室 中間処理室	30	F6726A/D	上流	3	排気ファン室	P0252	有り	A	FL+2400	PCB, DXNs	No.5			
		31		下流			P0355	有り	A	FL+2600	PCB				

凡例:口径、形式、ネック長さ
A:100A/25A、ホー J D:
B: E:
C:

排出源モニタリング ノズルタイプ

2024/12/16



共通仕様書

令和7年1月

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

共通仕様書 目次

第1章 総則.....	2
1.1.1 適用.....	2
1.1.2 用語の定義.....	2
第2章 業務の実施.....	3
1.2.1 業務の着手.....	3
1.2.2 受託者の義務.....	3
1.2.3 調査社員.....	3
1.2.4 欠.....	4
1.2.5 提出書類.....	4
1.2.6 打合せ及び記録等.....	4
1.2.7 業務計画書.....	4
1.2.8 資料の貸与及び返却.....	4
1.2.9 関係官公庁への手続き等.....	5
1.2.10 地元関係者との交渉等.....	5
1.2.11 土地への立ち入り等.....	5
1.2.12 業務の成果物.....	5
1.2.13 関連法令及び条例等の遵守.....	6
1.2.14 検 査.....	6
1.2.15 修補.....	6
1.2.16 欠.....	6
1.2.17 契約変更等.....	6
1.2.18 履行期間の変更.....	6
1.2.19 一時中止.....	7
1.2.20 欠.....	7
1.2.21 欠.....	7
1.2.22 欠.....	7
1.2.23 下請負.....	7
1.2.24 欠.....	7
1.2.25 守秘義務.....	7
1.2.26 安全等の確保.....	7
第3章 共通事項.....	8
1.3.1 使用する適用基準等.....	8
1.3.2 現地踏査.....	8
1.3.3 業務の内容.....	8
1.3.4 業務の成果.....	8

共通仕様書

第1章 総則

1.1.1 適用

1. この測量調査業務等共通仕様書（以下「本共通仕様書」という。）は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が委託する測量、地質調査、環境影響調査等の業務（以下「業務」という。）の請負契約に係る契約図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るために必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を規定するものとする。
3. 設計図書の間には相違がある場合、設計図書の優先順位は次の(1)から(4)の順序のとおりとする。
 - (1) 現場説明書及び質問回答書
 - (2) 図面
 - (3) 特記仕様書
 - (4) 共通仕様書
4. 受託者は、前項の規定により難しい場合又は設計図書に明示のない場合若しくは疑義を生じた場合には、調査社員と協議するものとする。

1.1.2 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「契約書」とは、別冊の「委託契約書」をいう。
2. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
3. 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書等に係る質問回答書をいう。
4. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（特記仕様書において定める資料及び基準等を含む。）を総称していう。
5. 「共通仕様書」とは、業務に共通する事項等を定める本共通仕様書及び特記仕様書に規定する範囲において適用するものとする他の共通仕様書をいう。
6. 「特記仕様書」とは、業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
7. 「現場説明書」とは、業務の入札等に参加する者に対して、委託者が業務の契約条件を説明するための書面をいう。
8. 「質問回答書」とは、仕様書、図面及び現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、委託者が回答する書面をいう。
9. 「図面」とは、入札等の際に委託者が交付した図面及び委託者から変更又は追加された図面及び図面の基になる計算書等をいう。
10. 「委託者」とは、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の契約職をいう。
11. 「受託者」とは、業務の実施に関し、委託者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
12. 「調査社員」とは、設計図書に定められた範囲内において受託者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第8条に規定する者である。
13. 欠
14. 欠
15. 「検査」とは、契約書第21条により、契約図書に基づき検査員が業務の完了を確認することをいう。
16. 「検査員」とは、業務の検査を行う者をいう。

17. 「指示」とは、調査社員が受託者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
18. 「請求」とは、委託者又は受託者が契約内容の履行若しくは変更に関して相手方に書面をもって行為若しくは同意を求めることをいう。
19. 「通知」とは、委託者若しくは調査社員が受託者に対し、又は受託者が委託者若しくは調査社員に対し、業務に関する事項について書面をもって知らせることをいう。
20. 「報告」とは、受託者が調査社員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
21. 「申出」とは、受託者が契約内容の履行あるいは変更に関して、委託者に対して、書面をもって同意を求めることをいう。
22. 「承諾」とは、受託者が調査社員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、調査社員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
23. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
24. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
25. 「協議」とは、書面により契約図書協議事項について、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。
26. 「提出」とは、委託者が調査社員に対し、業務に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
27. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発効年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合は、署名又は押印のうえ、ファクシミリにより伝達できるものとする。
28. 「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために、業務管理者等と調査社員の面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
29. 「修補」とは、委託者が受託者の負担に帰すべき理由による不良個所を発見した場合に受託者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
30. 「下請負者」とは、受託者が業務の履行に当たり、業務の一部を委託者の下で請負わせ、又は委任させる者をいう。

第2章 業務の実施

1.2.1 業務の着手

受託者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日以内に業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは業務管理者が業務の実施のため調査社員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

1.2.2 受託者の義務

受託者は、契約の履行に当たり業務の意図及び目的を十分に理解したうえで業務に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

1.2.3 調査社員

1. 委託者は、契約書第8条の規定により、業務における調査社員を定め、受託者に通知するものとする。
2. 調査社員は、契約書第8条の規定により、契約の履行について委託者に代り監督し指示する権限を有するものであり、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

3. 調査社員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合、調査社員が受託者に対し口頭による指示等を行った場合には、受託者はその指示に従うものとする。調査社員はその指示等を行った後7日以内に書面で受託者にその内容を通知するものとする。

1.2.4 欠

1.2.5 提出書類

1. 受託者は、契約締結後に、委託者が指定した様式による契約履行上の書類を、調査社員を経由して委託者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「業務委託料」という。）に係る請求書、振込依頼書、遅延利息請求書、調査社員に対する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。

2. 受託者が委託者に提出する書類で様式が定められていないものは、受託者において定め、提出するものとする。ただし委託者がその様式を指示した場合は、これによる。

1.2.6 打合せ及び記録等

1. 業務を適正かつ円滑に実施するため、業務管理者と調査社員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

2. 業務着手時及び設計図書で定める時期において、業務管理者と調査社員は打合せを行うものとし、その結果について業務管理者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。

3. 業務管理者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査社員と協議するものとする。

1.2.7 業務計画書

1. 受託者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、調査社員に提出しなければならない。

2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 業務工程
- (4) 業務責任者、その他の技術者（主任技術者、専門技術者、担当技術者）
- (5) 業務実施体制
- (6) 下請負者がある場合は、下請負者の概要、担当する業務内容及び担当技術者
- (7) 打合せ計画
- (8) 成果物の内容、部数
- (9) 使用する主な図書及び基準
- (10) 連絡体制（緊急時含む）
- (11) その他調査社員が必要に応じて指定する事項

3. 受託者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度調査社員に変更業務計画書を提出しなければならない。

4. 調査社員が指示した事項については、受託者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

1.2.8 資料の貸与及び返却

1. 調査社員は、設計図書において「貸与するもの」と定める図面及び適用基準等その他関連資料（以下「貸与資料」という。）を、受託者に貸与するものとする。

2. 受託者は、貸与資料の必要がなくなった場合は直ちに調査社員に返却するものとする。

3. 受託者は、貸与資料を善良な管理者の注意をもって取扱わなければならない。万一、

損傷した場合には、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。

4. 受託者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

1.2.9 関係官公庁への手続き等

1. 受託者は、業務の実施に当たっては、委託者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受託者は、業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
2. 受託者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査社員に報告し協議するものとする

1.2.10 地元関係者との交渉等

1. 地元関係者への説明、交渉等は、委託者又は調査社員が行うものとするが、調査社員との協議の上、受託者はこれに原則協力するものとする。これらの交渉に当たり、受託者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
2. 受託者は、屋外で行う業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、調査社員の承諾を得ずに返事を行わないものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
3. 受託者は、設計図書の定め又は調査社員の指示により受託者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面で随時、調査社員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
4. 受託者は、業務の実施中に委託者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会うとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
5. 受託者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を修正する必要を生じた場合には、協議するものとする。

1.2.11 土地への立ち入り等

1. 受託者は、屋外で行う業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、調査社員及び関係者と十分な協議を保ち、業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能になった場合には、ただちに調査社員に報告し指示を受けなければならない。
2. 受託者は、業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ調査社員に報告するものとし、報告を受けた調査社員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。
なお、第三者の土地への立ち入りについて、当該土地占有者の許可は、委託者が得るものとするが、調査社員の指示がある場合は受託者はこれに協力しなければならない。
3. 受託者は、前項の場合において生じた損失のために生じた経費の負担については、設計図書に示す他は調査社員との協議によるものとする。
4. 受託者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願いを委託者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。
なお、受託者は、立ち入り作業完了後 10 日以内に身分証明書を委託者に返却しなければならない。

1.2.12 業務の成果物

1. 受託者は業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務完了届とともに提出し、検査を受けるものとする。なお成果物の引き渡しは、修補完了後に行うものとする。

2. 受託者は、設計図書に定めがある場合、又は調査社員の指示する場合で、同意した場合は履行期間中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。
3. 受託者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。ただし調査社員が指示する場合は非S I単位（従来単位）を併記するものとする。

1.2.13 関連法令及び条例等の遵守

受託者は、業務の実施に当たっては、関連する関係諸法規及び条例等を遵守しなければならない。

1.2.14 検査

1. 受託者は、契約書第21条第1項の規定に基づいて、委託者に対して業務の完了を業務完了届により通知する時までに、契約図書により義務付けられた書類の整備がすべて完了し、調査社員に提出しておかなければならない。
2. 調査社員は、業務の検査に当たっては、あらかじめ、業務責任者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。その通知があった場合、受託者は、検査に必要な書類や成果物等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受託者の負担とする。
3. 検査員は、調査社員及び業務管理者の立会のうえ、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 業務成果物の検査
 - (2) 業務管理状況の検査業務実施の状況については、書類、記録及び写真等により行う。

1.2.15 修補

1. 受託者は、委託者から修補を求められた場合は、速やかに修補しなければならない。
2. 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受託者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。
3. 検査員が修補の指示をした場合には、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。
4. 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、委託者は、契約書第20条第4項の規定に基づき検査を行い、その結果を受託者に通知するものとする。

1.2.16 欠

1.2.17 契約変更等

1. 委託者は、次の各号に掲げる場合において、契約の変更を行うものとする。
 - (1) 業務委託料に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 調査社員と受託者が協議し、業務履行上必要があると認められる場合
 - (4) 業務委託料の変更に代える設計図書の変更を行う場合
2. 委託者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 調査社員が受託者に指示した事項
 - (2) 業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他委託者又は調査社員と受託者との協議で決定された事項

1.2.18 履行期間の変更

1. 委託者は、受託者に対して業務の変更の指示を行う場合においては、履行期間の変更

を行うか否かを合わせて事前に通知しなければならない。

2. 受託者は、契約書第13条第1項の規定に基づき、履行期間の延長が必要であるものと判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、修正した業務工程表その他必要な資料を委託者に提出しなければならない。
3. 契約書第14条第1項の規定に基づき、委託者の請求により履行期間を短縮した場合には、受託者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

1.2.19 一時中止

1. 契約書第12条1項の規定により、次の各号に該当する場合において、委託者は、受託者に書面をもって通知し、必要と認める期間、業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。
 - (1) 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の業務の進捗が遅れたため、業務の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により業務の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により業務の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及び財産、受託者、使用人並びに調査社員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) その他委託者が業務の続行を不相当と認めた場合
2. 委託者は、受託者が契約図書に違反し、又は調査社員の指示に従わない場合等、調査社員が必要と認めた場合には、業務の全部又は一部の一時中止させることができるものとする。
3. 前2項の場合において、受託者は屋外で行う業務の現場保全については、調査社員の指示に従わなければならない。

1.2.20 欠

1.2.21 欠

1.2.22 欠

1.2.23 下請負

1. 受託者は、契約書第5条の規定により、業務の処理を第三者の請負又は委任に付する場合（以下「下請負」という。）には、あらかじめ受託者の書面による承諾を得なければならない。
2. 受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型制作、透視図作成等の簡易な業務については、この部分を下請負に付する場合には、委託者の承諾を必要としない。
3. 受託者は、業務を下請負に付する場合には、書面により行い、下請負者との契約関係を明確にしておくとともに、下請負者に対し適切な指導及び管理の基に業務を実施しなければならない。

1.2.24 欠

1.2.25 守秘義務

1. 受託者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

1.2.26 安全等の確保

1. 受託者は、使用人等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。

2. 受託者は、屋外で行う業務に際しては、業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
3. 受託者は、特記仕様書に定めがある場合には、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と密接な連絡を取り、業務実施中の安全を確保しなければならない。
4. 受託者は、屋外で行う業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
5. 受託者は、屋外で行う業務の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
6. 受託者は、屋外で行う業務の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 屋外で行う業務に伴い伐採した築木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない
 - (2) 受託者は、使用人等の喫煙、たき火等の場所を指定し、指定場所以外での使用は禁止しなければならない
 - (3) 受託者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない
7. 受託者は、爆破物等の危険物を使用する必要がある場合には、関連法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
8. 受託者は、屋外で行う業務の実施に当たっては、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
9. 受託者は、屋外で行う業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに調査社員に報告するとともに、調査社員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査社員に提出し、調査社員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第3章 共通事項

1.3.1 使用する適用基準等

受託者は、業務の実施にあたって、最新の技術基準及び参考図書並びに設計図書に基づいて行うものとする。なお、使用に当たっては、事前に調査社員の承諾を得なければならない。

1.3.2 現地踏査

受託者は、業務の実施に当たり、現地踏査を行い業務遂行に必要な現地の状況を把握するものとする。

1.3.3 業務の内容

1. 業務とは、現地踏査及び文献等の資料収集を行うと共に、現地における測量、地質調査、環境影響調査その他の内で、特記仕様書に示された項目を調査し、その結果の取りまとめを行うことをいう。
2. 前項業務の同一業務として、前項の調査結果を基にして解析及び検討を行うことについても、これを当該業務とする。

1.3.4 業務の成果

1. 欠

2. 受託者は、業務報告書の作成にあたって、その検討、解析結果等の特記仕様書に定められた調査、計画項目に対応させて、その検討、解析等の過程とともに取りまとめるものとする。
3. 受託者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真とともにその結果を取りまとめるものとする。
4. 受託者は、検討、解析に使用した理論、公式の引用、文献並びにその計算過程を明記するものとする。
5. 成果物の作成は、仕様書によるものとする。

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所 所長 安井 仁司 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

令和7年2月3日付けで公告のありました「排出源モニタリング調査業務Ⅰ（令和7年度）」に係る競争参加資格について確認されたく下記の書類を添えて申請します。

なお、発注説明書 4 競争参加資格を満たしていること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないこと。
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
(直近3期分の決算報告書の写し(表紙、内訳書含む)を提出すること)
- (3) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書及びそれらの附属書類又は競争参加資格確認申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者でないこと。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立がなされている者ではないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がないこと。
- (7) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札執行の時までに、中間貯蔵・環境安全事業(株)から、指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) 特定計量証明事業者の認定を受けている業者で有ること。
- (9) 令和4・5・6年度に有効な全省庁統一資格の営業品目に調査・研究(役務の提供等)を有し、競争参加地域に「近畿」を含む者であること。ただし、令和7・8・9年度に有効な同条件の資格についても遅滞のないように取得することとして、当該資格の通知があり次第に資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを速やかに提出すること。
- (10) 本支店を近畿圏に有すると共に、常勤職員が概ね100名以上であること。

以上

